

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程

(平成十九年三月一日会規第八十一号)

改正 平成二三年 五月二七日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人及び外国法事務  
弁護士(以下「弁護士等」という。)がその職務を行う  
に際し、依頼者の身元確認をすること、記録保存をする  
ことその他必要な事項を定め、もって犯罪収益の移転防  
止等職務の適正を確保することを目的とする。

(依頼者の身元確認)

第二条 弁護士等は、法律事務(官公署の委嘱による場合  
を除く。)に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理  
し、又は依頼者から金員(現金及び金融機関による送金  
の合計が百万円以上のものに限る。)を預かり、若しく  
はその管理を行う(以下「資産管理行為等」という。)  
ときは、公文書又はこれに準じる文書に基づいて、自然  
人にあつては依頼者の氏名、住所及び生年月日により、  
法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地

- 1 -

により、依頼者の身元を確認しなければならない。ただ  
し、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 弁護士等が裁判所、法務局、金融機関その他の機関  
に予納金、供託金、保証金その他これに類する金員を  
納付するために金員の預託を受けたとき。
  - 二 弁護士等が依頼者その他の関係人の債務の履行のた  
めに金員の預託を受けたとき。
  - 三 弁護士等が相手方その他の関係人から依頼者のため  
に弁済金、和解金その他これに類する金員を受領した  
とき。
  - 四 弁護士等が報酬又は費用の前受けとして金員の交付  
を受けたとき。
- 2 弁護士等は、取引その他の行為であつて次に掲げるも  
の(以下「取引等」という。)について、依頼者のため  
にその準備又は実行をするときは、前項に規定する方法  
により依頼者の身元を確認しなければならない。ただし、  
官公署の委嘱による場合は、この限りでない。
- 一 不動産の売買
  - 二 会社の設立又は経営を目的として出資をし、又はこ  
れに類する資金を拠出する行為
  - 三 法人の設立又はこれに類する団体を設立する行為

- 2 -

#### 四 信託契約の締結

#### 五 会社の買収又は売却

3 弁護士等が前二項の規定により依頼者の身元を確認する場合において、依頼者が法人であるときは、当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者について、その氏名及び役職を確認しなければならない。

4 前三項の規定により身元を確認した依頼者については、新たに資産管理行為等を行い、又は取引等の準備若しくは実行を行う場合であっても、五年間は前三項の規定による依頼者の身元確認を要しない。

#### (記録の保存)

第三条 弁護士等は、前条に規定する依頼者の身元確認のため提出を受けた書類の写しを当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

2 弁護士等は、資産管理行為等をし、又は取引等の準備若しくは実行をしたとき(前条の規定により依頼者の身元を確認しなければならない場合に限る。)は、それらの概要が記載された書面を、当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

3 前条第四項に規定する場合には、前二項の保存

- 3 -

期間は、最終の資産管理行為等又は取引等の終了後から起算する。

#### (依頼の際の適切な対応)

第四条 弁護士等は、法律事務(官公署の委嘱による場合を除く。)の依頼を受けようとするときは、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、前項に規定する依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、その依頼を受けてはならない。

#### (依頼を受けた後の適切な対応)

第五条 弁護士等は、法律事務(官公署の委嘱による場合を除く。)の依頼を受けた後に、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、依頼者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するように説得に努めなければならない。

2 弁護士等は、依頼者が前項の説得に応じない場合には、辞任しなければならない。

#### (法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応)

第六条 弁護士等は、法律事務に関連することなく、金員、

- 4 -

有価証券その他の資産を預かる場合は、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、前項に規定する場合において、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、当該資産を預かつてはならない。

3 第一項の検討の結果、弁護士等が資産を預かるときは、第二条に規定する方法により、当該資産を預けようとする者の身元を確認し、その身元確認のため提出を受けた書類の写し及び当該資産預託の概要が記載された書面を当該資産の預託終了後五年間保存しなければならない。

4 弁護士等は、第一項に規定する資産を預かった後に、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、当該資産を預けた者に対し、違法であることを説明し、その目的の実現を回避するように説得に努めなければならない。

#### 附 則

1 この規程は、平成十九年七月一日から施行する。

2 この規程は、施行の際、既に法律事務の依頼を受け、取引等の準備若しくは実行をし、又は金員、有価証券その他の資産を預かっている場合については、適用しない。

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する自然人又は法人であつて、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことが困難であると認められるものがあるときは、第二条第一項若しくは第二項又は第六条第三項に規定する依頼者又は資産を預けようとする者（以下「依頼者等」という。）の身元確認は、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、自然人にあつては当該自然人からの、法人にあつては当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者からの申告を受ける方法（以下「申告による身元確認方法」という。）とすることができ、この場合において、弁護士等は、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同項に規定する方法による身元確認を行うものとする。

4 弁護士等は、申告による身元確認方法を行う場合において、第四条第一項に規定する依頼の目的の検討又は第六条第一項に規定する預託の目的の検討をするに当たつ

ては、公文書等による身元確認ができないことを踏まえ、当該依頼又は預託の理由その他の事情を十分に精査する等、当該依頼又は預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて、一層慎重な検討を行うものとする。

附 則（平成二十三年五月二十七日改正）

附則第三項及び第四項（新設）の改正規定は、平成二十三年五月二十七日から施行し、平成二十三年三月二十五日から適用する。